地方税制が大きく変ります

平成18年度地方税制改正の概要

平成18年度の税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、次の点をはじめとする税制改正が行われることとなりましたので、お知らせします。

個人住民税

①平成19年度から、個人住民税所得割の税率が10％（道府県税4％・市町村民税6％）の比例税率になります。また、分離課税に係る特別徴収税額表は、平成19年1月1日から廃止となります。

②平成19年度から、所得税と個人住民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、調整控除が設けられます。

《**経過措置**》平成19年度分の個人住民税に限り課税所得金額の合計額から所得税と個人住民税の人的控除額の差の合計額を控除した金額を控除した金額がないものについて、申請により平成19年度分の個人住民税を改正前の地方税法の規定の例により算出した税額まで減額して還付します。

③平成19年度から、山林所得の5分5乗課税並びに変動所得及び臨時所得の平均課税が廃止になります。

④平成19年分以降の住宅借入金等特別税額控除（平成18年までに入居した者に限る）の適用がある者で控除される所得税額が減少する者については、平成20年度までに限り、個人住民税において減額調整されます。

⑤平成19年度から、個人所得課税の定率減税が廃止されます。

⑥**平成18年度から**、個人住民税均等割の非課税基準額が、35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に16万8千円（現行17万6千円）を加えた金額）になります。

⑦**平成18年度から**、個人住民税所得割について、所得の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に32万円（現行35万円）を加えた金額）以下の者が非課税になります。

負担調整措置の改正について（商業地等の場合）

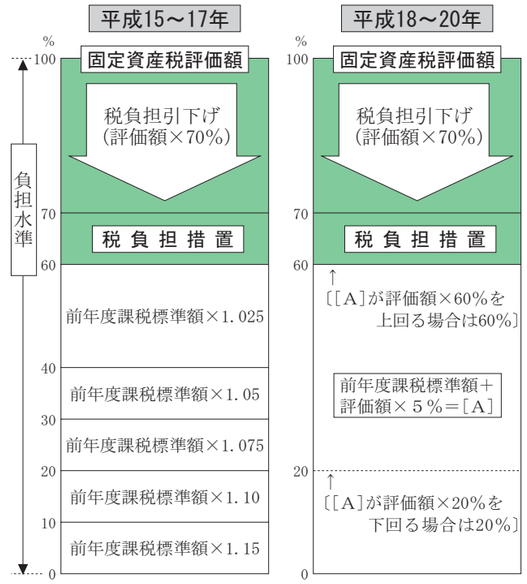

⑧平成20年度から、損害保険料控除を改組し、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料又は掛金の2分の1（最高2万5千円）を総所得金額から控除する地震保険料控除が創設されます。

固定資産税

①**平成18年度**の固定資産評価替えに伴い、（※左図）の

とおり負担調整措置が改正されます。

②**平成18年度から**、昭和57年1月1日以前から所在する住宅を平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に一定の耐震改修をして一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、改修家屋全体に係る固定資産税額の2分の1を減額されます。（平成18～27年まで最長3年間適用）

町たばこ税

①平成18年7月1以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、市町村たばこ税率を1、000本につき次のとおり改正されます。また、平成18年7月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため3万本以上を所持する卸売販売業者等及び小売販売業者に対しては、手持品課税されます。

◇製造たばこ（旧三級品以外）は、321円引き上げになります。

◇製造たばこ（旧三級品）は、152円引き上げになります。

国民健康保険税

①平成18年度から、介護納付金に要する費用を充てるため賦課している介護納付金賦課額の限度額を「8万円」から「9万円」に引き上げになります。

②平成18年度に限り、公的年金等控除の見直しに伴う激変緩和措置として、平成17年度分の個人住民税で公的年金等控除の適用があったものについて、所得割の算定基礎から13万円が控除されます。

③平成19年度に限り、公的年金等控除の見直しに伴う激変緩和措置として、平成18年度分の個人住民税で公的年金等控除の適用があったものについて、所得割の算定基礎から7万円を控除されます。

町税は貴重な財源です 納期内納付にご協力を！

皆さんに納めていただく町税は、教育・福祉・生活環境・道路整備など、安全で快適なまちづくりのための貴重な財源となっています。

納税は日本国憲法に定められた国民の義務であり、本来、定められた納期限までに自主的に納付していただくべきものですが、町税の滞納は残念ながら増加傾向にあります。

町税の滞納は、延滞金の加算や滞納処分等、納税者にとって不利益であることはもちろんですが、滞納整理に多くの費用がかかります。この費用も貴重な皆さんの税金から支出されることになるため、皆さんにせっかく納付いただいた町税を有効に活用することができなくなってしまいます。

貴重な町税を有効に活用するため、納期内納付にぜひご協力ください。

●納税は便利な口座振替で

町税の納税には、口座振替をおすすめします。

納期毎に金融機関や役場で納付する手間が省けますので、特にお忙しい方や留守がちの方に便利な制度です。

◇口座振替可能な金融機関

左記金融機関の町内の支店が対象です。

※郵便局ではお取扱いできません。

㈱七十七銀行、㈱仙台銀行、気仙沼信用金庫、南三陸農業協同組合、志津川町漁業協同組合、歌津町漁業協同組合

◇申し込み方法

右記金融機関窓口に備え付けの「口座振替申込書」に必要事項を記載し、金融機関窓口に直接提出してください。申し込みの際は、通帳と届出印、納税通知書をご持参ください。

◇振替日

振替日は各納期月の25日です。前日までに預金残高の確認をお願いします。

●日曜日も納税できます

役場窓口では、平日のほか、毎週日曜日にも町税の納付を受け付けています。「平日は仕事が忙しくてなかなか納められない」という方はぜひご利用ください。（毎週日曜日の午前8時30分から午後5時まで）

●納付書をなくしたときは

探してみたけれど納付書が見当たらない、そんなときは納付書を再発行できますので、役場町民税務課までご連絡をお願いします。

●納付困難な場合は必ずご相談を

納税者本人や家族の病気・ケガ、事業の休廃止や失業等、特別な事情により町税の納期内納付が困難になった場合は、お早めに役場町民税務課までご相談ください。

町税に関することは、町民税務課（☎46－1372（直通）内線232～234）までお問い合わせください。